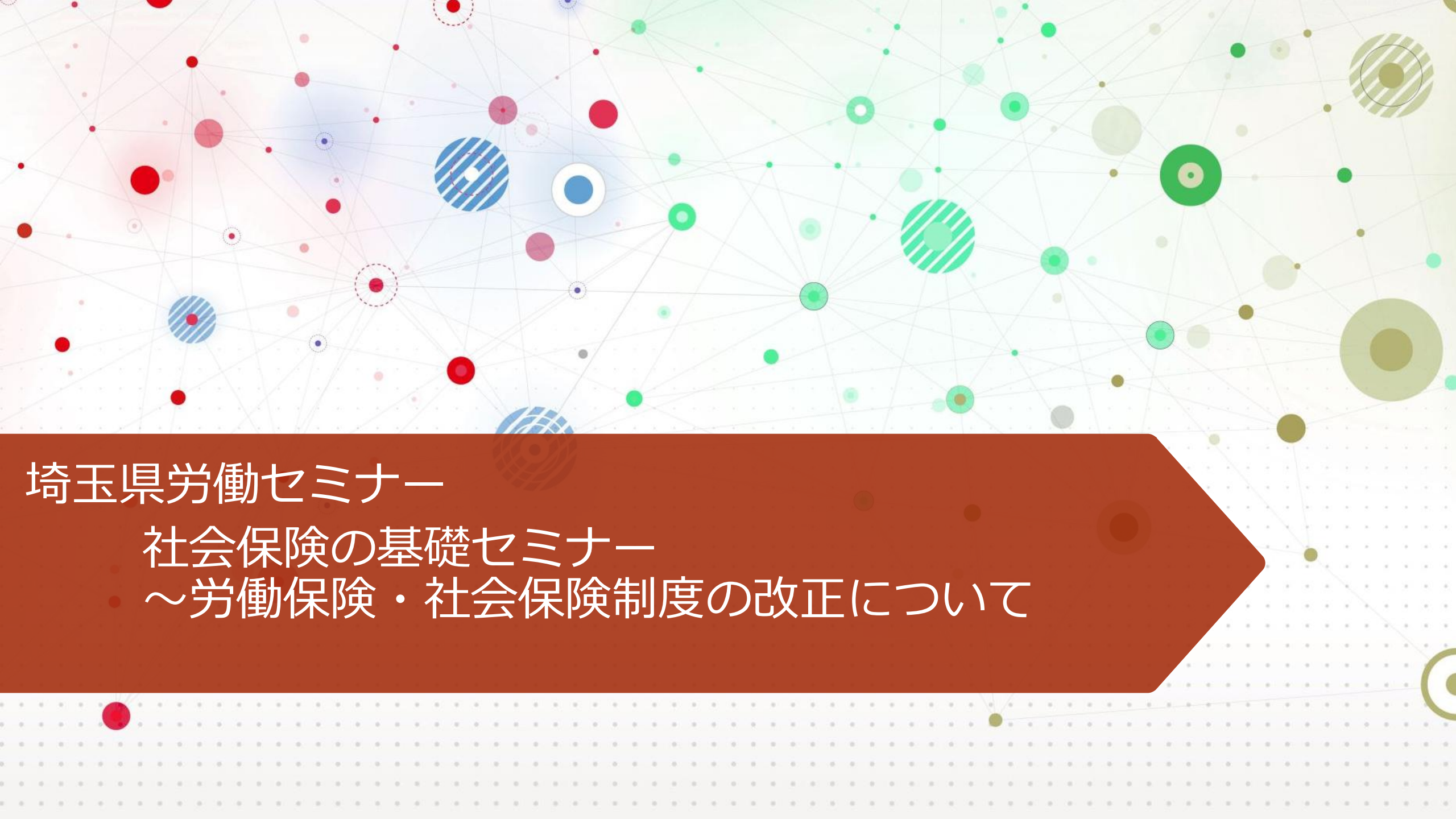
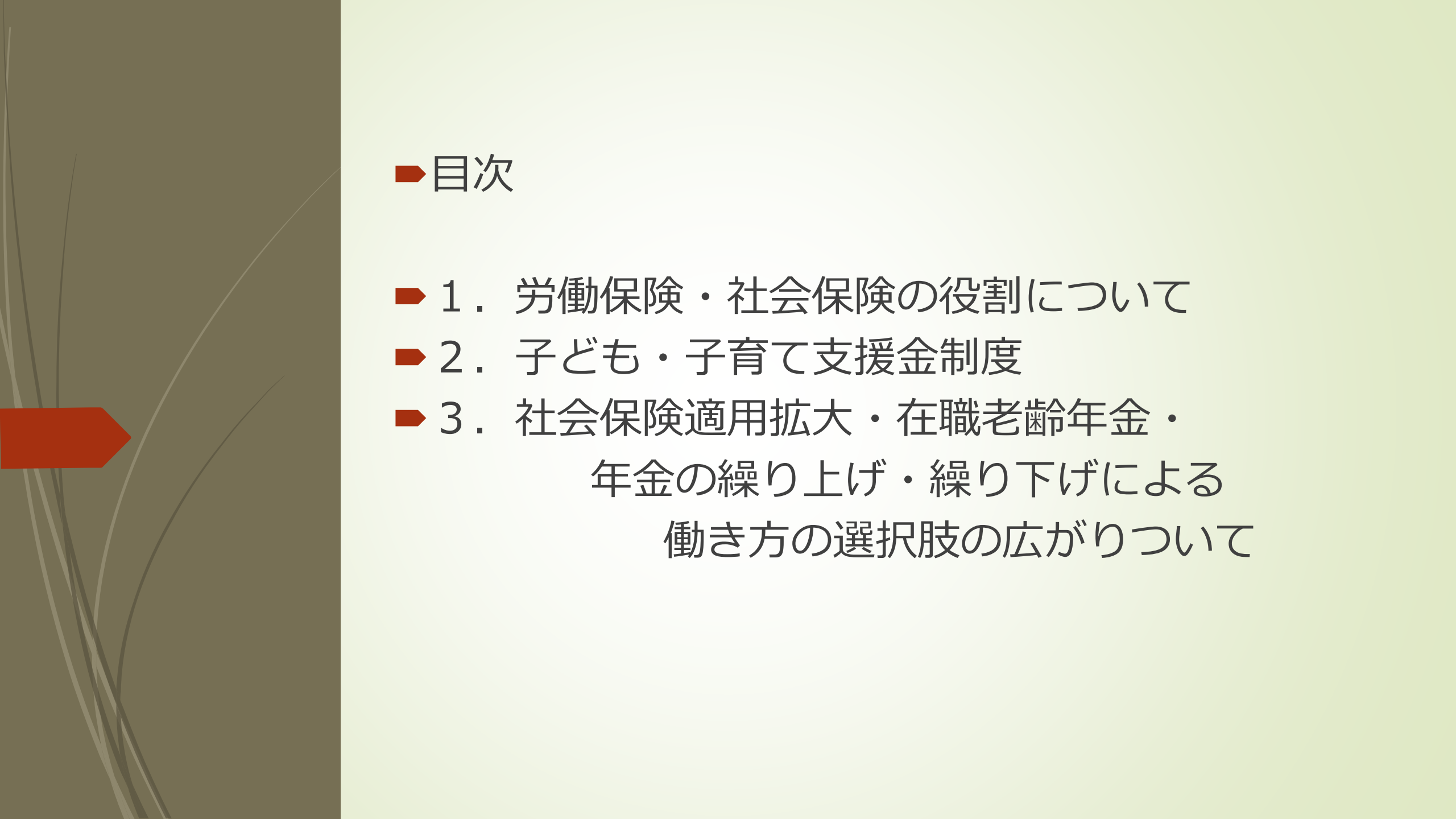




埼玉県労働セミナー

社会保険の基礎セミナー

～労働保険・社会保険制度の改正について



➡ 目次

- ➡ 1. 労働保険・社会保険の役割について
- ➡ 2. 子ども・子育て支援金制度
- ➡ 3. 社会保険適用拡大・在職老齢年金・
年金の繰り上げ・繰り下げによる
働き方の選択肢の広がりについて



労働保険・社会保険の役割について

社会保険について

■会社員

労働保険

労災保険

雇用保険

社会保険料の負担

事業主のみの負担

労使折半負担

■自営業・フリーランス、
会社を辞め仕事を探してい
る方等



種類及び社会保険料の負担

社会保険

健康保険

厚生年金保険

労使折半負担

労使折半負担

介護保険 労使折半負担又は個人負担

国民健康保険

国民年金

個人負担

個人負担

労災保険について

労災保険は、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について保険給付が行われます。

■内容

1. 診察、治療、手術、薬などが無料で受けられる。
2. 負傷または、病気になった時に、会社を休み、仕事ができなくなった時の給料を事業主に代わって支給をする。
3. 治療が終わったが、障害などが残ってしまったときに、年金や一時金として支給する。
4. 万が一、労働者が亡くなってしまったときの、遺族に支払われる年金や一時金などを支給する。
5. 社会復帰促進等事業等を行う。

雇用保険について

雇用保険は労働者が失業した時、または育児や介護などにより仕事を休む時に保険給付を行い、更に勉強をして資格の取得を目指す人に受講料の一部を補助するなど、雇用の安定を目的としている保険です。

■内容

1. 会社を退職し、就職活動を行っている時に無収入にならないようにするための金銭的サポートを行う。
2. 育児を行っているために、仕事ができなく無収入にならないようにするための金銭的サポートを行う。
3. 介護を行っているために、仕事ができなく無収入にならないようにするための金銭的サポートを行う。
4. 自身のスキルアップのために教育訓練を受け、勉強をして資格を取得したいと考えたときの授業料などを負担し、金銭的サポートを行う。
5. 助成金事業を行う。

健康保険について

～協会けんぽ、健康保険組合～

労働者又はその被扶養者の業務災害以外のケガ、病気、出産などで保険給付を行います。

■内容

1. 診察、治療、薬、手術など、また入院した時の食事について金銭的補助を行う。
2. 訪問看護を受けた場合も、金銭的補助を行う。
3. 入院をしたり、手術をしたときに著しく高額になった時に高額療養費としても支給される。その他、高額介護合算療養費の支給があります。
4. 業務上の災害以外で仕事ができなくなり、無収入にならないように、傷病手当金として支給を行う。
5. 労働者（本人）又はその被扶養者が出産した場合、出産育児一時金（原則50万円）の支給を行う。

また、出産手当金として、労働者本人が出産（出産日以前42日から出産日後56日までの間）で仕事しなかった期間に対して支給を行う。

※傷病手当金と出産手当金は被扶養者は対象外です。

国民健康保険について

他の医療保険制度に加入していなければ、すべての人が国民健康保険に加入します。

■内容

1. 診察、治療、薬、手術など、また入院した時の食事について金銭的補助を行う。
2. 訪問看護を受けた場合も、金銭的補助を行う。
3. 入院をしたり、手術をしたときに著しく高額になった時に高額療養費としても支給される。その他、高額介護合算療養費の支給がある。
4. 出産した場合、出産育児一時金(原則50万円)を支給する。

介護保険について

介護保険は加齢に伴って生じる体などの変化に起因する疾病等で、介護状態になり日常生活に影響を及ぼす時に、自立した生活が営めるように保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うためのものです。保険医療の向上や福祉の増進を図ることを目的としています。

保険料については40歳から徴収が始まります。

■ 内容

1. 訪問介護や訪問入浴介護などの指定居宅サービスを受けたときに給付されます。
2. 福祉用具を購入したときに給付が行われる。
3. 住宅改修を行ったときに給付が行われる。
4. 指定居宅介護支援事業者から、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成など指定居宅介護支援を受けたときに給付が行われる。
5. 指定居宅介護支援事業者以外の居宅支援を受けたときに給付が行われる
6. 介護保険施設で、日常生活の世話、療養上の世話などの指定施設サービス等を受けたときに給付が行われる。
7. 高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費

★介護保険サービスについては他にたくさんございます。いくつかの例を列挙致しました。

国民年金について

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が加入する保険。（第1号被保険者※第2号被保険者・第3号被保険者でない方）

会社勤めをしていて、厚生年金保険に加入している人（第2号被保険者という）も国民年金に加入していることになります。また、その扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（第3号被保険者という）についても被保険者となります。※第3号は収入要件等あり

■ 内容

1. 65歳以上になると、年金を受給することができる。老齢基礎年金。
 2. 国民年金の被保険者が、障害により、年金の給付要件を満たした場合支給される。障害基礎年金。
 3. 被保険者又は、被保険者であったものが死亡した時に、子供や子供がいる配偶者に年金として支給されます。遺族基礎年金。
- ※いずれも受給には細かい条件があります。

厚生年金保険について

我が国の公的年金制度は、2階建ての年金制度といわれていますが、その2階の部分となります。会社員や公務員などが加入する保険です。

国民年金は1階の部分で誰もが加入する土台の部分となります。

労働者の老齢、障害、死亡について、保険給付を行う。

■内容

1. 65歳以上になると、年金を受給することができる。老齢厚生年金
2. 労働者が厚生年金の被保険者として働いている時に、病気やケガが原因で、障害者等級1級から3急に該当する障害を負ったときに、年金として支給する。障害厚生年金。
3. 厚生年金の被保険者又は、被保険者であったものが死亡した時に、遺族に年金として支給される。遺族厚生年金。

※いずれも受給には細かい条件があります。

※今回は、セミナーを通して特別支給の老齢厚生年金についての説明は行いません。



子ども・子育て支援金制度

令和8年度から開始！

子ども・子育て支援金について①

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策と子育て支援を、社会全体（全世代・企業など）で支え合うための新しい仕組みとなっております。深刻化する少子化に歯止めをかけるための財政確保を目的としています。

令和8年4月より始まり、健康保険に加入する会社員は月の給料や、賞与から控除され、事業主と折半で支援するかたちとなっております。それ以外の方、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入されている方は、それぞれの所得（収入）に応じた額を支払うかたちとなります。

子ども・子育て支援金について③

■何に使われる？

こども家庭庁パンフレットより引用

①児童手当の拡充

令和6年10月分から拡充

- ・ 所得によらず、支給の対象となります。
- ・ 支給期間を高校生年代まで延長します。
- ・ 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- ・ 4カ月に1回から、2カ月に1回の支給になります。

③育児期間中の国民年金保険料免除

令和8年10月分から実施

- ・ 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

⑤出生後休業支援給付

令和7年度から実施

- ・ 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

②育児時短就業給付

令和7年度から実施

- ・ 「育児時短就業給付」を創設し、子どもが、2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

④妊婦のための支援給付

令和7年度から実施

- ・ 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円を支給します。

⑥こども誰でも通園制度

令和8年度より全国で実施

- ・ 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。

子ども・子育て支援金について②

■保険料について ※会社等で健康保険に加入している人の場合。

令和8年度
保険料率0.23%



令和10年まで段階
的引き上げ予定

例：月30万円のお給料をもらっていると
 $30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円}$
会社と折半となりますので、個人負担は345円の負担。

国民健康保険に加入の方は支援金額（月額）は、お住いの市町村が定める条例に基づき、世帯や個人の所得等に応じて決定されます。また後期高齢者支援制度に加入されている方はお住いの都道府県後期高齢者医療広域連合が定める条例に基づき、個人の所得等に応じて決定されます。

参考

似たような名称で、「子ども・子育て拠出金」というものがあります。こちらは、1972年に児童手当法が始まり、児童手当の支給を目的に「児童手当拠出金」の徴収が事業主全額負担で始まりました。そして、2015年に児童手当以外にも使用する目的から「子ども・子育て拠出金」という名称に変わりました。子ども・子育て拠出金は、児童手当を拡充されるためなどに使われます。



**社会保険の適用拡大、在職老齢年金、
年金の繰り上げ・繰り下げによる
働き方の選択肢の広がりについて**

社会保険の適用拡大について①

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用事業所とは（強制適用事業）

- ①法人の事業所や、国、地方公共団体の事業所で常に従業員を使用するところ
- ②適用業種である事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するところ

適用業種である17業種（個人事業）

①物の製造	⑩保管・賃貸
②土木・建設	⑪媒介周旋
③鉱物採掘・採取	⑫集金
④電気	⑬教育・研究
⑤運送	⑭医療
⑥貨物積卸	⑮通信・報道
⑦焼却・清掃	⑯社会福祉
⑧物の販売	⑰法律・会計事務を取り扱う士業
⑨金融・保険	

5人未満の
個人事業は
対象外

左記以外の業種
農業・林業・宿泊業
飲食サービス業などは
対象外

★2029年10月から対象
（但し、2029年10月現
在ですでに存在してい
る事業所は当分の間は
対象外）

強制適用事業所以外の事業主は認可を受けることで適用事業になることができる

社会保険の適用拡大について②

段階的に進んでいる社会保険の加入対象者の拡大。
新たな加入対象者。

週の所定労働時間が
20時間以上

学生ではないこと

所定内賃金が
月額8.8万円以上

フルタイム従業員と同じく2カ
月を超えて雇用される見込み
があるもの



最低賃金以上で週20時間以上を働く方はこの要件を満たすことになる為、
収入を意識する必要はありません。
2026年10月に賃金要件は撤廃予定です。

社会保険の適用拡大について③

段階的に進んでいる社会保険の加入対象者の拡大。

■従業員数の企業の規模による従業員の数え方

事業所（法人の場合はその法人全体）の
「現在の厚生年金保険の加入対象者」

フルタイム
従業員数

+

週の所定労働時間が
フルタイムの3/4以
上の従業員数

51人以上
2027年9月まで

36～50人
2027年10月から

21～35人
2029年10月から

11～20人
2032年10月から

10人以下
2035年10月から



現在は企業の規模により、加入できる人と、加入できない人がいます。

仕事をしながら年金を受け取る在職老齢年金について

働きながら年金を受給すると、年金の支給額を調整される場合があります。

法改正：令和8年4月より、支給停止調整額が51万円⇒65万円に引き上げされました。

基本月額（月の年金額）と総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額＋その月以前の1年間の賞与額÷12）の合計額が65万円※を超えると減額された在職老齢厚生年金を受給することになります。

※令和8年度の支給停止調整額

★基礎年金の国民年金分は全額受給できます。

在職老齢年金の計算式＝基本月額－(基本月額＋総報酬月額相当額－65万円)×1/2

支給停止額の早見表		総報酬月額相当額							
		20万円	30万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
基本月額	5万円（60万円）	0	0	0	0	0	0	0	2.5万円
	10万円（120万円）	0	0	0	0	0	0	2.5万円	5万円
	15万円（180万円）	0	0	0	0	0	2.5万円	5万円	7.5万円
	20万円（240万円）	0	0	0	0	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円
	25万円（300万円）	0	0	0	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円	12.5万円

年金の繰り上げ・繰り下げについて

一般的には65歳から受給する年金。60歳から繰り上げてもらう。または70歳、最高で75歳まで繰り下げることができる。

■繰り上げ

但し、減額される。

繰り上げた月数×減額率0.4%

■繰り下げ

増額が行われる。

繰り下げた月数×増額率0.7%

昭和37年4月1日以前生まれの方は減額率は0.5%です。

請求時の年齢	減額率
60歳	24%
61歳	19.2%
62歳	14.4%
63歳	9.6%
64歳	4.8%

請求時の年齢	増額率	請求時の年齢	増額率
66歳	8.4%	71歳	50.4%
67歳	16.8%	72歳	58.8%
68歳	25.2%	73歳	67.2%
69歳	33.6%	74歳	75.6%
70歳	42%	75歳	84%

細かい要件については、日本年金機構HPで確認することができます。

実際の年金額や受給については、個人により異なるため、日本年金機構（年金事務所）、または社会保険労務士にご相談ください。



ご清聴ありがとうございました

